

令和5年度 瑞浪市地域公共交通計画策定支援業務委託
提案書提出に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、令和2年11月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画（以下、「計画」という。）を策定するために必要な地域公共交通の目指す将来像、計画の基本方針、計画の基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及び、その実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

瑞浪市地域公共交通計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和5年度 瑞浪市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間（契約期間）

契約締結の日から令和6年3月31日

(4) 提案上限額

10,000千円（消費税等相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たす者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（昭和11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
- (5) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他上記ア・イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 実施スケジュール

内容	期日	方法・場所
公募の開始	令和5年5月19日(金)午前8時30分から	瑞浪市ホームページに掲載 https://www.city.mizunami.lg.jp/
質問書の受付	令和5年5月19日(金)午前8時30分から 令和5年5月26日(金)午後5時15分まで	契約担当課宛 電子メール又はFAXによる
質問に対する回答	令和5年5月31日(水)午後5時15分までに 随時回答する。	瑞浪市ホームページに掲載 (質問がない場合掲載しない)
提案書等の受付	令和5年6月1日(木)午前8時30分から 令和5年6月14日(水)午後5時15分まで	契約担当課宛 持参又は郵送(期限内必着)による
書類審査可否通知(書類審査を実施する場合のみ)	令和5年6月19日(月)午後5時15分までに行う	提案書等提出時に申し出られた担当者アドレスに電子メールにて通知する
プレゼンテーションの実施	令和5年6月23日(金)(予定)	瑞浪市役所内 (岐阜県瑞浪市上平町一丁目1番地)
評価結果の通知及び結果発表(瑞浪市ホームページ内)	令和5年6月26日(月)(予定)	提案書等提出時に申し出られた担当者アドレスに電子メールにて通知する

5 担当課

担当課	電話番号等	住所
瑞浪市経済部 商工課 商工政策係	電話：0572-68-9803(直通) FAX：0572-68-9862 メール：shoko@city.mizunami.lg.jp	〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町 1丁目1番地

6 参加手続等

(1) 質問受付、質問回答

質問は、任意様式とするが、担当部署名、担当者名を記載し、受信確認を行うこと。

回答の際、質問者名は公表しない。また、質問事項が重複していると判断したものは、整理して回答する。本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして効力を持つものとする。

(2) 提案書の提出

提案書は、業務における取り組み方法について提案を求めるものである。よって、当該提案内容の説明を補完するための図面、イラスト等の使用は可能であるが、計画の内容が具体的に表現されたものを求めるものではない。業務に係る作業は、契約締結後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書等に基づいて開始するものである。

● 提出書類

次の提出書類を、A4サイズ縦長ファイルに綴じたものを提出すること。様式については、指定するもの以外は、任意とする。なお、提出部数は、正1部（社名等の記載あり）、副9部（社名等の記載なし）とする。

①提案書（様式第1号）

②提案書添付書類（任意様式）

下記内容について簡潔にまとめ、わかりやすく記述すること。

なお、提案者が特定できる記号・デザイン等を使用しないこと。

(ア) 事業実施体制

本事業の遂行にあたり必要な担当者等の業務配置計画等を記述すること。

配置予定者については、その人数、経験年数、業務実績を記述すること。また、提案した配置予定者については、実施業務に従事させること。

(イ) 事業実施提案

事業実施方針、業務フロー、工程計画をはじめ、別添仕様書の内容を実施するにあたり、提案する項目およびその内容を具体的に記載すること。（A4サイズ4枚まで）

③類似業務の受注実績（様式第2号）

④見積書（様式第3号）

・金額の分かる見積内訳書を添付すること（任意様式）。

・代理人が提出する場合は、必ず委任状（様式第3号の2）を添付すること。

(3) 参加を辞退する場合

提案書を提出した応募者が、参加を辞退する場合は、令和5年6月15日（木）午後5時15分までに辞退届（様式第4号）を提出すること。

7 提案審査

(1) 審査委員等

審査は、瑞浪市地域公共交通協議会の委員により行う。なお公平を保つため、提案書の提案者を特定できる事項については、伏せて審査するものとする。

(2) 書類選考審査

提案者が5者以上の場合に、提出書類による書類審査を行い、4者を選定する。審査結果は、提案者全員に対し通知する。なお、提案者が4者以下の場合には、書類審査を実施しない。

二次審査の対象となった提案者については、二次審査の実施時間等の詳細を通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行い、説明は担当予定者が行い、入室は担当予定者を含め3名までとする。プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案者が特定できるような発言・表現は禁止する。スクリーン、プロジェクター及び電源は本市で用意するが、その他機器は提案者が用意すること。特殊な機器を使用する場合は、事前に使用可能かを担当課に確認すること。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内

ヒアリング：10分以内 合計30分以内

審査結果は、審査実施日以降、審査対象となった提案者全員に電子メールにより通知する。審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

8 提案書の評価基準等

提出された提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。

審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり。

書類審査

審査項目		審査内容	配点
1	業務実績	地域公共交通計画策定等類似業務における実績があるか	10
2	業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っているか 担当者の経験や実績は十分か 業務遂行能力の信頼性はあるか 柔軟な対応や機動的な対応が見込まれるか	10
3	提案書	業務の目的及び内容について理解されているか 効率的な実施手順について記載されているか 業務スケジュールは適切か 本市の地域特性と公共交通の現状把握に関する提案内容 各種ニーズ調査の実施と分析手法に関する提案内容 地域公共交通計画の策定ポイントに関する提案内容	60
4	見積金額	見積金額は妥当か	10
合計			90

プレゼンテーション

審査項目		審査内容	配点
1	業務実績	地域公共交通計画策定等類似業務における実績があるか	10
2	業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っているか 担当者の経験や実績は十分か。 業務遂行能力の信頼性はあるか。	10

		柔軟な対応や機動的な対応が見込まれるか	
3	提案書	業務の目的及び内容について理解されているか 効率的な実施手順について記載されているか 業務スケジュールは適切か 本市の地域特性と公共交通の現状把握に関する提案内容 各種ニーズ調査の実施と分析手法に関する提案内容 地域公共交通計画の策定ポイントに関する提案内容	60
4	プレゼンテーション	プレゼンテーションが論理的で分かり易い説明か 質疑等への的確に回答できているか	10
5	見積金額	見積金額は妥当か	10
合計			100

9 事業者の選定及び契約の締結

審査による各委員の合計得点の最も高い者を最優先候補者とし、契約交渉を行う。最優先候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い者から順に契約交渉を行う。得点が高点の場合は、提示された事業費がより廉価な提案者を優先する。

提案者が1者の場合であっても、審査は実施し、委員会において適切であると判断された場合は、当該提案者と契約交渉を行う。審査委員会が適切でないとは判断した場合は、契約交渉は行わない。

10 公表

本プロポーザルの結果は、事業者選定後、速やかに瑞浪市ホームページ上に掲載する。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案時期を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要項に違反すると認められる場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格と判断した場合

12 その他

- (1) 応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。
また、「瑞浪市地域公共交通計画策定業務」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約する応募者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方

- 法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
 - (5) 1応募者は、1つの提案しか行うことができない。
 - (6) 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。